

障害者就労施設における農業分野への取組み (障害者福祉施策と農業施策の連携)

障害者福祉サービス事業者

多くの障害者施設において、農園芸活動が行われており、稲作や畑作(野菜、果樹、花卉栽培)、畜産(養鶏、養豚)、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれている。
※約3,300施設のうち671施設(H20.3全国社会就労センター協議会調)

取り組む理由

- ① 障害程度に応じた作業が可能
- ② 自然や動植物とのふれあいによる情緒安定(心身回復・リハビリ効果)
- ③ 一般就労に向けた体力・精神面での訓練など

農家

- ・高齢化や過疎化により減り続けている・農業従事者の確保
- ・耕作放棄地の活用
- ・自給率の向上

農業法人等の障害者受入のメリット

- ① 単純作業の補助労働力
- ② 農業として障害者の雇用促進という社会的要請に貢献

障害者の就労を支援する福祉関係者から、農業関係者に対し、農業分野全般について、具体的な知識、技術の伝授や農地を利用したいとの声がある。

- ・障害者への指導に当たって必要な知識等を得たいため
- ・生産量の安定・確保・拡大のため
- ・販路の拡大、経営の安定のため
- ・障害者の工賃アップを図るため

障害者雇用に不安や心配、課題。

- ・障害者に適した業務がわからない
- ・障害者の事故や怪我が心配
- ・障害者のための環境整備

連携(案)

- 行政レベル:福祉部局と農業部局の連携(連絡会議の開催、関係情報の連携・交換)
 - ・農業関係者に対する理解促進、啓発活動、情報提供→研修会、セミナーの実施、HPを活用した情報の提供
- 障害者福祉サービス事業者と農業法人等の連携
 - ・耕作放棄地を活用し農業法人等による指導→訓練・実習を通じた、障害者雇用の促進、就労の場の拡大